

全国の中小企業・官公需適格組合の 受注機会の増大に関する要望

全国官公需適格組合受注確保協議会
会長 星野輝夫

わが国経済は、取引先の被災や操業低下による受注減、資材・部品の調達難と価格上昇、買い控えなどの国内消費の減退による売上減など、東日本大震災による影響が深刻化し、極めて厳しい情勢にある。

被災地域では、官公需適格組合がライフライン支援に献身的な活動を行っている。中小企業は一社一社の経営資源は足らなくても力を合わせて、幾度も難局を乗り越えてきた。中小企業組合は「相互扶助の精神」を発揮して、中小企業の活動を支援してきた。

昨年閣議決定した「中小企業憲章」において、中小企業は経済の牽引力であり、社会の主役であるとし、中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、個々の力を団結して増幅することが、基本原則のひとつとしてうたわれている。

国は、官公需法第3条において「国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定め、中小企業庁では、官公需の受注に対して特に意欲的であり、責任を持って履行できる組合を官公需適格組合として、その受注機会の増大を図ることとしている。

公共調達制度は、価格のみを追及するのではなく、品質、安全性、安心の確保をはじめ、雇用の創出や地域産業の育成など、地域経済の振興発展、地域中小企業等の雇用の維持・事業の存続等を図る地域密着型の制度としてあるべきで、安定した活力ある経済と豊かな国民生活の実現に資するものである。

本協議会は、平成23年度の総会決議をもって、国等及び地方公共団体に対し、直接被災しなかった各地域を含めその地域の実情に合った中小企業及び官公需適格組合等の中小企業組合の健全な育成支援のため、官公需の受注機会の増大を図るよう下記事項の実現を強く要望する。

記

1. 平成23年度の契約目標金額の確実な達成

東日本大震災の影響は全国の中小企業等に深刻な影響を及ぼしている。被災地域をはじめ地域の雇用と仕事づくりを推進するため、平成23年度における国等の中小企業者向け契約目標金額（約3兆7,915億円）を確実に達成すること。

2. 公共調達、地域の中小企業及び官公需適格組合等の中小企業組合を積極的に活用すること

公共調達は、地域の中小企業及び官公需適格組合等の中小企業組合を積極的に活用するとともに、官公需の受注機会のさらなる増大に努めること。特に、地方公共団体においては、官公需適格組合についての認識を深め、被災地のライフラインの復旧・復興、地域貢献活動等を積極的に評価し、地元の官公需適格組合を積極的に活用すること。

3. 条例等の作成を通じて地方公共団体に対する官公需施策の普及に努めること

条例、入札規則等において、中小企業者の官公需における受注機会の確保を規定するなどの地方公共団体の取組を推進すること。

地方公共団体に対し、公共調達において中小企業及び官公需適格組合等の中小企業組合を積極的に活用するよう強く要請するとともに、防災協定等の災害時における官公需適格組合等の中小企業組合の取組に対しての支援と適切な評価を行う措置を講じること。

4. 組合随意契約・少額随意契約を積極的に広報すること

会計法（予算決算及び会計令）で認められている組合随意契約、さらに同法と地方自治法において認められている少額随意契約は、発注機関の事務の効率化だけでなく、迅速性を要する公共施設の維持、地域のライフラインの保全・復旧等に効果的であるほか、地域の雇用、地域経済の活性化に繋がるものである。

被災地では、工事・労務費等委託契約において随意契約が実行されている。被災地の復旧・復興、行政事務等の効率化と地域の雇用維持や人材育成等の観点から、組合随意契約と少額随意契約の正しい理解が進むよう同制度を積極的に広報すること。

5. きめ細かな分離・分割発注の推進に努めること

公共事業の発注や物品及びサービスの調達等において、分離・分割発注は実施方法によってはコスト縮減に繋がり、大手元請企業の間接搾取を排除し、工事・サービス等納入物件の質的向上を実現するものである。

地域精通度をもつ中小企業及び官公需適格組合等の中小企業組合の受注機会を確保し、受注できるよう、きめ細かな分離・分割発注に努めること。

6. 調達・契約手法の多様化等において中小企業への配慮を図ること

国等は、調達・契約手法の多様化等を行う場合には、中小企業者の受注機会が増大し、ダンピング入札による採算割れの受注など中小企業者の事業環境への悪い影響が生じることのないよう十分考慮したうえで、調達品目の選定、発注仕様の設定等を適切に行うよう努めること。

7. 適正価格での発注の監視の徹底

(1) ダンピング防止対策の運用の徹底に努めること

発注機関は最低制限価格を定め、それを適正なレベルに引上げ、関連中小企業へのしわ寄せ等が発生しないよう適正価格発注に努めること。「平成22年度の国等の契約の方針」においてダンピング防止対策として盛り込まれた、適切な予定価格の作成及び低入札価格調査制度の適正な活用等について、さらに厳格な運用を行うこと。

(2) 最低制限価格制度を導入し、適正価格での発注に努めること

最低制限価格制度の対象となっていない物品等の購入については、早急に最低制限価格制度を導入し、適正価格での発注に努めること。

(3) 少額随意契約の適用限度額を引き上げること

会計法並びに地方自治法施行令において少額随意契約制度が設けられているが、その適用限度額は実勢に適合するものではないことから、大幅に引き上げること。

また、組合随意契約を含めて随意契約制度の活用により、ダンピング入札を排除し、品質の向上、安全の確保、中小企業の経営と雇用の安定を図ること。

8. 公共調達にあっては、価格のみではなく品質、地域貢献、雇用創出等を総合的に勘案し、受注者を決定する制度を推進すること

公共調達の実施に当たっては、透明性、競争性、公平性の確保が重視されなければならないが、現状は、徹底した価格競争中心主義が行われていると言わざるを得ない。このため、競争性の導入と相俟って過度な安値受注が発生し、地域経済の弱体化、雇用の縮小を招く結果となっている。

公共調達は地域経済・社会・文化の基盤形成とも深く関連していることから、中長期的な国民の利益を総合的に勘案して受注企業を決定する方式をさらに推進すること。

地域の経営資源を有効活用する観点から、指定管理者の選定に関しては、地元中小企業者で構成される官公需適格組合を積極的に活用すること。

9. 競争入札参加資格等の見直しを行うこと

(1) 業種業態にあった資格等級(ランク制)区分を見直すとともに、これを厳格に実施すること

資格等級制は、大企業の中小企業分野への参入を抑え、同ランク内の中小企業及び官公需適格組合等の中小企業組合の公平な競争を促す制度で、官公需施策の重要な柱の一つであるが、近年、ランク制の減少、撤廃により大企業の中小企業分野への参入が多く見られる。物品、役務については、業種・業態の実態に鑑み、現在よりもきめ細かいランク区分を設定すること。

(2) 業種や品目の実態に即した契約形態を採用すること

デザイン業務等は単独で発注されないため、当該業種の中小企業及び官公需適格組合等中小企業組合の入札参加が困難な状況にある。また、印刷業務は「物品の購入」として発注されるが、その実態は「製造の請負」としての色彩が強い業種である。これらの発注に当たっては、契約品目等の追加、変更を行う等業種の実態に即した契約形態を採用すること。

(3) 競争入札参加資格登録制度の申請書類等の簡素化を一層推進すること

発注機関は、中小企業及び官公需適格組合等の中小企業組合の負担軽減に配慮し、競争入札参加資格登録制度における申請書類等の簡素化を一層推進すること。

また、官公需適格組合資格申請や登録の更新については、書類の簡素化等手続きの簡素化を図ること。

10. 建設業の官公需適格組合に関する要望

(1) 建設業の適格組合証明有効期間を3年間とすること

物品及び役務に関する適格組合証明の有効期間は3年間とされていることから、建設業組合においても現行の2年間で3年間に延長すること。

また、工事関係に係る「審査諮問委員会」における審査の廃止、適格組合申請・更新の書類手続きの簡素化を行うこと。

(2) 官公需適格組合の監理技術者の在籍出向を認めること

中小建設業組合が官公需を受注する場合、直接的かつ恒常的雇用関係のある監理技術者を組合に配置しなければならないとされているが、一定要件を満たした親子会社やグループ企業においては監理技術者の在籍出向を認めている。官公需適格組合の監理技術者についても、組合の直接雇用者に加えて、組合員企業からの在籍出向を認めること。

(3) 組合員の工事实績を官公需適格組合の工事实績として算定すること

官公需適格組合にあつては、入札条件として示される過去の類似工事の施工実績について、組合員の工事实績を組合の実績として算定すること。

(4) 官公需適格組合に係る総合点数の算定特例制度を積極的に採用すること

官公需の共同受注事業を実施している組合は、「総合点数の算定特例制度」が設けられているが、同制度を採用していない発注機関が見受けられる。また、地方公共団体において、本制度の採用を要請すること。

(5) 入札ボンドの導入に当たっては組合員の与信力を合算して評価すること。

官公需適格組合については組合員の技術力、経営力等を合算して評価し、適正な与信が付与される仕組みとすること。

(6) 総合評価方式の導入に当たっては組合員の技術力等を合算して評価すること。

官公需適格組合については「総合点数の算定特例制度」を適用し、組合員の技術力や施工実績を合算することにより組合の評価を適正に行うこと。また、組合が行っているライフラインの確保、環境保全、地域貢献活動等についてもこれを総合的に評価すること。